

社会福祉法人川口市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条及び第10条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、週5日以上、主たる事務所に勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び旅費（宿泊費を含む）、通勤手当、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報 酬)

第3条 役員等に職務執行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、地方公共団体の長及び職員、川口市関係法人連絡会に所属する団体の職員には報酬を支給しない。

- 2 常勤役員には、別表1に定める報酬月額を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、次の各号に掲げるときに別表2に定める報酬日額を支給する。なお、評議員及び非常勤役員が1日のうちにおいて、2以上の職務を遂行した日があるときは、これを1日として計算する。
 - (1) 理事会または評議員会に出席したとき
 - (2) 監事が監事の職務を遂行したとき
 - (3) その他、本会の定款及び諸規程または法令等の定めに従って、その職務の遂行にあつたとき

4 役員等には、賞与及び退職金は支給しない。

(報酬の支払方法等)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令等に基づき、役員等の報酬から控除すべき金額がある場合は、支払うべき報酬から、その金額を控除したものとする。

- 2 役員等の報酬は、役員等から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬の支給方法は、本会の職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずるものとする。

(費 用)

第5条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員等がその職務の遂行にあたって市外に出張したときは、本会の旅費規程に準じ、別表第3に定める費用を支給するものとする。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として給与規程に準じた通勤手当を支給するものとする。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(補 則)

第7条 この要綱の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 川口市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償要綱（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

区 分	報 酬 月 額
常 勤 役 員	4 2 0 , 0 0 0 円

別表第2（第3条第3項関係）

区 分	報 酬 日 額
非 常 勤 役 員 評 議 員	1 日 5 , 0 0 0 円

別表第3（第5条第2項関係）

区 分	費 用 弁 償 の 額	
常 勤 役 員 非 常 勤 役 員 評 議 員	鉄 道 賃	一 般 職 員 の 支 給 額 に 相 当 す る 額
	車 賃	
	日 当 (1日につき)	3,000円
	宿 泊 料 (1夜につき)	15,000円
	出 張 雑 費 (1日につき)	250円